

年官受領吏等、停進、屬爲判官代、主典代、又以左右近衛各五人爲御隨身、御封等如舊奉苑之。○又見

年記十三代要略、續世繼、愚管抄、紹運要略、皇胤紹運錄、皇年代略記、

〔天鏡三左大臣師尹〕この宮○三條皇の御はらの一のみこ、敦明親王とて式部卿と申し程に、長和五

年正月廿九日、三條院おりさせ給へば、この式部卿東宮にたせ給ひにき。○中三條院のおはし

ましたる限りこそあれ、うせ給にける後は、よのつねの東宮の御やうにもなく、殿上人など参り

て御遊びさせ給や、もてなしかしづき申人などもなく、いとつれづれにまぎるゝかたなく、お

ぼしめされけるまゝに、心やすかりし御ありさまのみ戀しく、ほけくしきまでおぼえさせ給

けれど、三條院おはしましたる限りは、院殿上人などもまゐりや、御つかひもまげく参りかよひ

なんどするに、人目もまげくよろづ慰めさせ給を、院うせおはまましては、世の中のものおそろ

しく、おほちのゆきかひもいかゞとのみわづらはしくふるまひにくきにより、宮司などだにも

参りつかうまつる事も難くなりゆけば、ましてげすの心はいかゞはあらん、殿もりづかさのま

もべも、朝ぎよめつかうまつる事もなければ、庭の草もまげりまさりつゝ、いとかたじけなき御

すみかにておはします、まれく参よる人々は、よにきこゆる事とて、三宮○後朱雀かくておはしま

すを心苦しく殿○藤原長も大宮○上東門も思ひ申させ給に、もしうちをどこ宮もいでおはし

ましなばいかゝあらん、さあらぬさきに、東宮に立たてまつらばやとなんおほせらるなり、され

ばおしてとられさせ給へるなりなごのみ申を、まことにしもあらざらめど、げにこのさまも

よもとおぼゆまじければにや、さかせ給御心ちは、いとさうきたちたるやうにおぼしめされて、

ひたぶるにとられんよりは、われとやのきなましとおぼしめすに、又高松殿のみくしげどの道○

長子女寛子参らせ給て、殿のはなやかにもてなし奉らせ給ふべかなりとて、例の事なればよの人さま

くさだめ申を、皇后宮さかせ給て、いみじうよろこばせ給を、東宮はいとよかるべき事なれど